

八街市北部地域包括支援センター運営業務公募型プロポーザル実施要項

1. 公募の趣旨

地域包括支援センターは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規程により、地域の高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な相談・援助を行うことで、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的・継続的に支援する中核機関です。

市では、直営型の地域包括支援センターの他に、委託型の地域包括支援センターを1ヶ所設置し、支援体制の強化を図っておりますが、現在の委託期間が令和8年度末をもって満了するため、令和9年度からの地域包括支援センターに係る運営業務を受託する法人（1法人）を募集します。

2. 業務の概要

（1）業務名

八街市北部地域包括支援センター運営業務

（2）業務内容

別紙「八街市北部地域包括支援センター運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（3）委託期間

- ① 委託期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日
- ② 業務の引き継ぎ 令和9年3月1日から令和9年3月31日までは、令和9年4月1日からの業務開始に向けた準備期間として引き継ぎを行うこととする。
- ③ 委託契約の解除
受託法人が法令等を遵守しない場合や公正・中立な立場で業務を実施していない場合など、運営に著しい支障が生じると認められる場合には、期間の満了を待たず契約を解除する場合がある。
なお、受託法人の都合による予告のない解除権の行使は認めない。

（4）業務地域

本業務を行う地域は、八街市日常生活圏域「八街中学校区生活圏域」及び「八街北中学校区生活圏域」（以下「業務地域」という。）とする。

＜生活圏域の概要＞

令和8年3月31日現在

	八街中学校区生活圏域	八街北中学校区生活圏域
人口	18,487人	10,930人
高齢者人口	6,171人	3,335人
高齢者人口	33.4%	30.5%
行政区	一区、七区、みどり台、榎戸、 泉台、大関、朝日、富山	住野、藤の台、文違、喜望の杜 八街・榎戸学園台

(5) 設置場所

次に掲げる要件を満たした場所に設置すること。

- ① 業務地域内に設置すること。
- ② 法人の本体施設内及びサービス提供事業所とは別施設であることが望ましい。
ただし、法人の本体施設内及びサービス提供事業所内に地域包括支援センター施設を設置する場合は、専用部屋を確保し明確に空間を分けること。

3. 業務対応時間

施設の業務日及び業務時間は次のとおりとする。

(1) 業務日 月曜日から金曜日

(2) 業務時間 午前8時30分から午後5時15分

なお、業務時間帯以外であっても地域の住民、関係団体等への会議の出席を求める場合がある。

※ 業務時間帯以外においても、24時間連絡可能な体制を整えること（電話などにより、緊急時に対応可能な連絡体制を確保すること。）

(3) 休業日 土・日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日まで

4. 職員体制

専門職の人数は、(1)から(3)までに定める職員を常勤で各2人以上、かつ、合計で7人配置し、当該職員のうちの1人を管理者とすること。

(1) 保健師その他これに準ずる者

これに準ずる者とは、地域ケア、地域保健等に経験があり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師とする。

※ 看護師には准看護師は含まない。

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者

これに準ずる者とは、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上または介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者とする。

(3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者

これに準ずる者とは、ケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識および能力を有している者とする。

(4) その他の職員の配置

- ① 専門職のうち1人は認知症地域支援推進員を兼務すること。
- ② 専門職の他に専従で生活支援コーディネーターを1人配置すること。
- ③ 専門職の他に事務職を配置することができる。
- ④ 指定介護予防支援事業所として必要な人員は、受託法人において配置すること。

(5) その他の事項

専門職の退職、産前産後休暇・育児休暇または30日以上病気休暇等を取得する場合は速やかに市に報告し、代替職員を補充すること。

5. その他

下記のことについて留意すること。

- ① 機械警備の設置をし、セキュリティを確保すること。
- ② 事務室及び運営に必要な相談室、会議室、施錠できる保管庫を有すること。
- ③ 机、椅子、パソコン、プリンタ、専用の電話及びFAX等を設置すること。また、受付カウンターを設置することが望ましい。
- ④ インターネットに接続できる環境を整備し、専用の電子メールアドレスを取得すること。また、インターネットを利用したオンライン会議や研修が実施できること。
- ⑤ 地域包括支援センター業務において訪問で使用する自動車等を配備すること。
- ⑥ 利用者のための駐車場スペースを確保すること。
- ⑦ その他業務に必要なものを揃えること。
- ⑧ 設備類等設置に要する経費は、受託法人の負担とする。なお、設備類に係る契約等に市は一切関与しないものとする。
- ⑨ 地域包括支援センターには看板を1つ以上設置し、地域住民へ周知すること。

6. 運営財源等

(1) 運営財源等

地域包括支援センターの運営財源は次のとおりとする。

① 包括的支援事業に係る業務委託料

業務地域	上限額	内訳等
八街中学校校区 生活圏域 八街北中学校校区 生活圏域	9年度：63,690,000円 10年度：59,712,000円 11年度：60,236,000円 12年度：60,479,000円 13年度：61,146,000円 (受託法人が同一の場合) 9年度：59,526,000円	・人件費（専門職7人、事務職1人、生活支援コーディネーター1人） ・9年度は、受託法人が変更になった場合、引き継ぎに係る人件費として4,164,000円を上乗せする。 ・事業費 ・事務費 ・水道光熱費 ・家賃（月額100,000円を上限） ・来客用駐車場（月額12,000円を上限）

4月から9月までの委託料は、4月末までに、10月から翌年3月までの委託料は10月末までに支払いをするため、受託法人は、地域包括支援センター業務委託契約書に従い、請求書を市に提出すること。

なお、市は請求書の受理後30日以内に委託料を支払うこととする。

- ② 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント費については、全額を受託法人の収入とするが、指定介護予防支援業務及び第一号介護予防支援業務の一部委託を行う場合は、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント費に相当する額を、指定居宅介護支援事業所へ委託料として支払うこととする。

7. 応募の手続きについて

(1) 応募資格

地域包括支援センター運営業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人で、かつ業務地域内に地域包括支援センターを設置でき、次のいずれかに該当する法人とする。

- ① 介護保険法に基づく指定を受け、事業所を運営している法人
- ② 高齢者の保健福祉に係る業務経験がある法人で、医療法人、社会福祉法人その他市長が適当と認める者

(2) 欠格事項

次のいずれかに該当する者は、応募資格を有しないものとする。

- ① 直近2年間の法人税、消費税及び地方消費税、市民税の滞納がある者
- ② 応募者や応募する法人の役員等が、過去5年以内に介護保険サービス等に関し、不正又は著しく不当な行為をした者
- ③ 介護保険法第115条の2第2項の各号の規定に該当する者
- ④ 応募者や応募する法人の役員等に、次の項目に該当する者がいる場合
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体の構成員(暴対法第2条第6号に規定する者)
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(3) 選定スケジュール

選定スケジュールは、次のとおりとする。

	項 目	日 程
1	公募開始の公告	令和8年10月 1日(木)
2	質問受付期間	令和8年10月 2日(金) 令和8年10月 8日(木) 正午〆切
3	質問回答日	令和8年10月15日(木)
4	参加申込書及び提案書等の受付期間	令和8年10月16日(金) 令和8年10月30日(金)
5	第1次審査(書類審査)結果通知	令和8年11月 5日(木)
6	第2次審査(プレゼンテーション及びヒヤリング)	令和8年11月10日(火)
7	第2次審査結果通知	令和8年11月下旬

※ 提案書提出時点で5者以上の提出があった場合は、第1次審査として、提出書類等を確認、選定し、上位5者による第2次審査とする。

(4) 応募書類の提出

① 提出書類及び提出部数

様式1から様式9までを、市ホームページからダウンロードして作成し、様式1から様式9及び資料1から資料7までをA4版縦型フラットファイルに綴じ、インデックスを添付して正本を1部、副本8部を提出すること。

② 提出書類

No.	確認	種別	書類名・資料名
1	☐	様式1	地域包括支援センター運營業務委託法人応募申込書
2	☐	様式2	誓約書
3	☐	様式3	地域包括支援センター運営に関する事項（法人概要）
4	☐	様式4	地域包括支援センター運営に関する事項（基本理念）
5	☐	様式5	地域包括支援センター運営に関する事項（事業方針）
6	☐	様式6	地域包括支援センター運営に関する事項（開設日程）
7	☐	様式7	地域包括支援センター運営に関する事項（職員確保）
8	☐	様式8	地域包括支援センター運営に関する事項（事務所設置計画）
9	☐	様式9	地域包括支援センター運営に関する事項（危機管理）
10	☐	様式10	公募内容・公募条件に対する質問書
11	☐	資料1	法人の定款
12	☐	資料2	法人の登記事項証明書：印鑑証明書（応募の3か月以内に発行されたもの）
13	☐	資料3	法人の財務諸表（損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー、財産目録等）直近2年分
14	☐	資料4	納税を証する書類（市民税、法人税、消費税及び地方消費税等の各納税証明書）直近2年分
15	☐	資料5	配置予定職員の履歴書及び有資格者であることを証明する書類（原本証明）
16	☐	資料6	予算見積書（5か年分）
17	☐	資料7	その他応募書類提出にかかる添付資料等

③ 応募に関する留意事項

ア 提出書類等については、提出時に遺漏がないか再度確認すること。

イ 応募書類は理由の如何に関わらず返却しない。

ウ 書類提出にかかる一切の費用は、応募者の負担とする。

④ 提出期間、提出先

令和8年10月16日（金）から令和8年10月30日（金）郵送の場合は必着

〒289-1192

千葉県八街市八街ほ35番地29

八街市 健康福祉部 高齢者福祉課 包括支援室（持参もしくは郵送）

（5）質問及び回答

質問がある場合には、公募内容・公募条件に関する質問書（様式10）に要旨を記入し、FAX もしくはEメールにて高齢者福祉課宛てに提出するものとする。

FAX：043-443-1742

Eメール：koufuku@city.yachimata.lg.jp

① 質問受付期間

令和8年10月2日（金）から令和8年10月8日（木） 正午まで

② 質問書に対する回答

質問書に対する回答は令和8年10月15日（木）にFAX、もしくはEメールにて全質問者に対して回答する。

8. 選定方法

庁内に選定委員会を設置し、次の第1次審査、第2次審査により受注候補者を選定する。

（1）第1次審査（書類審査）

選定委員会において、提出書類等を確認・選定し、上位5者を選定する。

なお、参加者が5者以内の場合は、第1次審査は実施せず、全ての参加者を第1次審査通過者として扱う。

① 審査方法

プロポーザル参加者が提出した提案書等を基に、選定委員会が別表1の基準表に基づき審査を行い、得点が高い者から順に第2次審査に進出する5者を選出する。

② 結果通知

審査結果について、令和8年11月5日（木）までに、結果の如何にかかわらず書面にて通知するものとする。

③ その他

審査の経緯及び審査内容に関しての問合せには応じないものとする。

なお、第1次審査の審査結果は第2次審査に持ち越さないものとする。

（2）第2次審査（プレゼンテーション及びヒヤリング）

第1次審査にて選定された者は、提案書を基にプレゼンテーション及びヒヤリングを実施する。得点の最も高い参加者を受注候補者として次に得点が高い参加者を次点候補者として選定する。

ただし、得点と同じ参加者が2者以上ある場合は、見積金額の低い者を受注候補者とし、当該見積金額も同額である場合には、くじ引きにより受注候補者を決定するものとする。

① 実施概要

ア 日時 令和8年11月10日（火） 14時から

イ 場所 総合保健福祉センター 3階 大会議室

ウ 人数 3名以内

エ 提案内容の説明

提出した提案書に基づき説明するものとし、提案書に添付していない資料を新たに提出することはできない。

オ プレゼンテーション及びヒヤリング時間

参加者からの説明時間 30分以内

八街市からの質問時間 15分以内

カ 機器類の準備

プロジェクター及びスクリーンが必要な場合は、当市が準備する。

その他、必要な器機は参加者が用意するものとする。

② 審査方法

選定委員会は、参加者のプレゼンテーション及びヒヤリングについて、別表2の基準表に基づき審査を行う。

③ 最低基準点

1者あたりの総得点の満点の6割以上を最低基準点とする。

④ 参加者が1者又はいない場合

参加者が1者のみの場合、審査の結果において得点が最低基準点以上であるときは、当該参加者を受注法人として選定する。

なお、最低基準点に満たない場合又は参加者がいない場合は、再度公募を実施するものとする。

⑤ 最高得点者が複数となった場合

最高得点者が複数となった場合には、見積価格が最も低い者の提案を採用することとし、当該見積価格も同額である場合には、くじ引きにより受注候補者を決定するものとする。

⑥ 各段階の評価

審査項目の配点は5段階評価とし、各段階の配点は別表3のとおりとする。

(3) 審査結果

選定結果については、八街市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の承認後、書面にて通知するものとし、評価内容については、公表しないものとする。

(4) その他

審査の経緯及び審査内容に関する問い合わせには応じないものとする。また、審査結果の異議申立は受け付けないものとする。

9. 審査選定結果の公表

選定結果は、八街市ホームページへの掲載により公表する。

10. 契約の締結

受託法人と提案内容を協議し、調整すべき内容の精査を行ったうえで仕様書に変更又は追加等を行うことができる。その仕様書に基づき、契約を締結する。

ただし、受託法人との協議が整わない場合は、次点候補者と同様の協議を行う。

なお、委託しようとする業務地域は、現在八街市北部地域包括支援センターで業務を行っているため、新たに受託することになった法人は業務開始日までに、必要な引き継ぎを行うこととする。この間の引き継ぎに係る人件費は、4,164,000円とする。

また、指定介護予防支援業務については別途、指定介護予防支援事業所の指定を受けるものとする。

11. 参加者等の失格

次に掲げる事由が生じた場合には、プロポーザルの参加、又は受注候補者、次点候補者の決定を取り消すことができる。

- (1) 八街市長から指名停止を受けた場合
- (2) 不正行為が認められた場合
- (3) 見積額が委託上限額を超えた場合

12. その他

- (1) 提出した書類等は、返却しない。
- (2) 審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めない。
- (3) 本プロポーザルに関し、提出された書類等は、本件以外の目的で使用しない。

13. 問い合わせ（事務局）

- (1) 担当部署：健康福祉部 高齢者福祉課
- (2) 担当者：加藤
- (3) 所在地：〒289-1192
千葉県八街市八街ほ35番地29
- (4) 連絡先：電話 043-443-1207、FAX 043-443-1742
- (5) Eメール：koufuku@city.yachimata.lg.jp

別表 1

八街市北部地域包括支援センター運営業務第 1 次選定審査基準表

評価項目	評価の内容	配点
応募者の実績	応募者の業務を評価する	5 点
業務体制	受託した場合の業務体制を評価する。特に実施体制、支援体制の人数、役割分担等の具体的内容を中心に評価する	5 点
取り組みの姿勢	応募者の取り組みに関する姿勢、方針、熱意等を評価する。	5 点
合 計		15 点

別表 2

八街市北部地域包括支援センター運営業務第2次選定審査基準表

	評価項目	判断基準	配点	
事業計画	運営方針	応募団体運営の目標・方針が明確であるか	5 点	15 点
		運営方針と施設の目的が合致しているか		
	応募の理由	応募の理由が明確であるか	5 点	
		業務の目的を理解した理由となっているか		
	事業の実施方針	市民の平等なりようが確保されるものであるか	5 点	
		仕様書に定める業務を履行できるか		
業務運営体制が確保されているか				
業務運営計画	職員計画	職員の採用、確保に対する見通しがあるか	5 点	40 点
		3職種に欠員が生じた場合の体制確保策は適切か	5 点	
		効果的効率的な運営が期待できる勤務条件であるか	5 点	
	収支予算書	収入額について、積算は適正であるか	5 点	
		支出額（特に人件費）について、積算は適正であるか	5 点	
	個人情報保護措置	個人情報の保護措置が適正であるか	5 点	
	緊急時の対策	人的・物的な危機管理の対策が整理されているか	5 点	
		夜間等の緊急時に連絡のとれる体制が確保されているか	5 点	
業務内容に関する取組み	主要事業	地域包括支援センターの機能と役割等について優れた考えがされているか	5 点	45 点
		圏域の特性を踏まえて、地域包括ケアシステムの推進のため、効果的と思われる事業の提案がされているか	5 点	
		市内の各種団体や周辺の住民と連携をとった事業展開が期待できるか	5 点	
		総合相談支援業務について優れた考え方がされているか	5 点	
		権利擁護業務について優れた考え方がされているか	5 点	
		認知症総合支援事業について優れた考え方がされているか	5 点	
		包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について優れた考え方がされているか	5 点	
		指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて優れた考え方がされているか	5 点	
		介護予防普及啓発事業について優れた提案がされているか	5 点	
受託に伴う経費	①（最も安価な事業者の見積額） ÷ ②（当該参加者の見積額） × 10 点 ※小数点以下はの端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する		10 点	
合 計			110 点	

別表 3
採点基準

段階	提案の評価	配点
		5 点満点の項目
A	非常に優れた提案	5 点
B	優れた提案	4 点
C	標準的な提案	3 点
D	やや低い提案	2 点
E	低い水準の提案	1 点